

近畿税理士会岸和田支部 ホームページ細則

第1章 総 則

(制定・変更)

第1条 この細則は、近畿税理士会岸和田支部規約第36条の規定によりこれを定める。

2. この細則の制定及び変更は、支部役員会の議を経て、その承認を受けなければならない。

(目 的)

第2条 岸和田支部ホームページ（以下支部ホームページ）は、近畿税理士会岸和田支部（以下支部）の存在及び活動状況を広く一般に紹介するために開設する。

2. 前項の規定にかかわらず支部会員専用ページは、支部と支部会員及び支部会員相互の情報提供の場であるため、ID及びパスワードを有する者にのみ公開する。

第2章 会 員

(会 員)

第3条 支部ホームページの会員は、支部税理士会員（支部規約第6条第2項に定める税理士である支部会員をいう。）とする。

2. 支部は、特別に必要と認めた者を特別会員とすることが出来る。

(会員資格の喪失)

第4条 支部会員の資格を喪失した者は、同時に支部ホームページ会員の資格を喪失する。

第3章 運営と責任

(責 任 者)

第5条 支部長は、支部ホームページについて全般にわたる責任者として統括する。

(運 営)

第6条 支部ホームページの維持・更新等の運営は、情報化対策委員会と支部情報システム担当者が所掌する。

(編集会議)

第7条 支部ホームページの内容に関する企画・編集は、支部ホームページ編集会議において決定する。

2. 前項の編集会議は、支部長、担当副支部長及び情報化対策委員会で構成する。

3. 支部委員会の各委員長は、自らの所掌に係わる事項に関して編集会議が開かれる場合には、会議に出席又は資料を提出しなければならない。

(ID及びパスワードの管理責任)

第8条 会員は、支部より付与されたID及びパスワードの使用及び管理について

- 一切の責任を負う。
2. 会員は、ID及びパスワードを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡をしてはならない。
 3. 会員は、ID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を情報化対策委員会に連絡する。

第4章 著作権

(著作権)

第9条 支部ホームページにある全ての情報、データ、文書、音楽、画像等（以下、コンテンツ）に係る著作権は、支部に所属する。

第5章 掲示板

(掲示板)

第10条 支部は、会員専用ページに掲示板を設置することができる。

2. 会員は、掲示板を閲覧し又は発言を掲載することができる。
3. 掲示板に掲載された全ての情報については、第9条の規定を適用する。
4. 支部は、掲示板に掲載された支部機関に対する会員の質疑に回答するいかなる義務も負わない。
5. 支部は、掲示板に掲載された情報についていかなる保証も行わない。

(掲示板の閲覧・情報の削除)

第11条 支部は、随時掲示板を閲覧し、不相当と判断する情報については、会員に通知することなく削除することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、支部は、削除の義務を負うものではない。

第6章 利用条件等

(利用条件)

第12条 支部ホームページのコンテンツについては、内容の信頼性、正確性、有用性等を各会員が自己の責任において判断し、利用するものとする。

(会費)

第13条 支部ホームページの会費は、当分の間無料とする。ただし、ホームページにアクセスするまでに必要とする費用（通話料金、プロバイダー接続料金、閲覧ソフト代等）は、各会員の負担とする。

(免責)

第14条 会員が支部ホームページを使用したことにより被る損害、或いは支部ホームページのコンテンツを第三者に、開示、提供又は送付したこと等による責任は、各会員が負う。

2. 前項において支部は、会員又は第三者にかかわらず一切の責任を負わない。支部は第11条1項により情報を削除したこと又はしなかったことにより会員又

は第三者に生じたいかなる損害についても責任を負わない。

(会員資格の停止)

第 15 条 会員が以下のいずれかの項目に該当する場合には、支部は当該会員に事前に通知することなく会員資格を一時停止することができる。

- ① ID及びパスワードを不正に使用した場合。
- ② 公序良俗に反する情報、安寧秩序を乱す情報、犯罪行為に結びつく情報その他法令に反する情報を掲示板に掲載した場合。
- ③ 支部の名誉を毀損した場合。
- ④ 支部、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を掲示板に掲載した場合。
- ⑤ その他支部が会員として不相当と判断した場合。

2. 前項の規定を適用しようとする場合には、編集会議を経て支部役員会の承認を受けなければならない。

(特別会員)

第 16 条 第 3 条第 2 項の特別会員になるためには、編集会議の推薦を得て、支部役員会の承認を受けなければならない。

2. 特別会員の会員資格の喪失については、前条第 2 項を準用する。

附 則 (平成 13 年 1 月 19 日制定・岸和田支部役員会)

1. 本近畿税理士会岸和田支部ホームページ細則は、平成 13 年 1 月 20 日から実施する。
2. 情報化対策委員会が設置されるまでは、本細則の情報化対策委員会をシステム対策小委員会に読替える。

附 則 (平成 14 年 8 月 30 日改定・岸和田支部役員会)

1. 第 3 条及び第 8 条第 2 項は、平成 14 年 8 月 31 日から実施する。

附 則 (平成 25 年 11 月 18 日改定・岸和田支部役員会)

1. 第 1 条は、平成 25 年 11 月 19 日から実施する。

附 則 (令和 2 年 8 月 17 日改定・岸和田支部役員会)

1. 第 10 条は、令和 2 年 8 月 18 日から実施する。